平成２６年（フ）第５５４号
千葉県市川市本北方１丁目29番７号
債務者　高橋小夜子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５９８号
千葉県船橋市習志野台４丁目710番地54
債務者　荒木　裕治
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６３１号
千葉市花見川区幕張町３丁目1085番地　パレ・ルミエール105号
債務者　丹野　初美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６２３号
京都市伏見区三栖町４丁目839番地８
債務者　戸部田佳子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６３６号
京都市右京区嵯峨野西ノ藤町７番地16　レオパレスウエスタン103、前住所京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地２―525
債務者　潮　　敬子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７９０号
京都市伏見区淀樋爪町102番地12
債務者　米戸　　勇
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７９１号
京都市伏見区淀樋爪町102番地12
債務者　米戸加代子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８１７号
京都市北区大北山原谷乾町129番地８
債務者　小仲　克幸
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２６号
大阪市港区南市岡２丁目９番18―1401号
債務者　布留川瞳美
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
堺市東区引野町１丁43番地20
債務者　臼井ひとみ
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
堺市東区引野町１丁43番地20
債務者　臼井　勝利
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１５号
堺市南区竹城台１丁１番３―1316号
債務者　冨濵　裕一
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４３号
堺市北区百舌鳥梅北町４丁198番地５
債務者　近常　治美
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４６号
堺市南区原山台５丁３番１―811号
債務者　南條加代子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５７６号
大阪府藤井寺市大井５丁目１番22号
債務者　長壁　芳治
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８５号
大阪府松原市北新町４丁目11番23―403号
債務者　日野　智之
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０７号
堺市南区三原台３丁11番７号
債務者　吉川　修平
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４２０号
熊本市中央区水前寺４丁目19番20―401号　グランピア水前寺Ⅱ、前住所熊本市東区下江津３丁目15番８号
債務者　米谷　　優
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係